



シティユーワ法律事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル
Tel 03-6212-5500 Fax 03-6212-5700 URL <http://www.city-yuwa.com>

シティユーワ法律事務所のクロスボーダー業務と日独法務

シティユーワ法律事務所のクロスボーダー業務は、コーポレート・ファイナンス両分野において年々拡大しています。増加と共に多様化を続ける国際法律業務の質を一層向上させる為、シティユーワ法律事務所は人的リソース・ネットワークの両面で、国際法務のインフラの一層の充実に努めています。まず、人的リソース面では、シティユーワ法律事務所の弁護士が留学歴や勤務歴を有する国は、米国・英国・ドイツ・ベルギー・イタリア・ロシアと、多岐に亘っています。また、ネットワーク面においても、シティユーワ法律事務所は世界37か国でそれぞれの国で一流の法律事務所の中から厳選された48の法律事務所の約1万名の弁護士から構成されるWorld Law Group¹の日本における唯一のメンバー事務所となっており、世界各地の法律事務所と日常的に連絡を取り合っており、質の高い法律サービスを迅速に提供しています。

これらのインフラや経験の集積から得られるノウハウが国際法務に貢献する例を、日独法務を例に取ってご紹介します。日本法の多くはドイツ法を範としたものですが、法体系の全く異なる英米法の言語である英語を介在させると概念に混乱が生じる場合があります。例えば日本民法上の保証に相当する概念はBürgschaftですが、英訳がguaranteeである為これと表現が類似するGarantieとしばしば混同されますが、これらは附従性の点で全く異なります。反対に、ドイツの法制では物権行為の無因性という独自の原則を有する為に日本の物権法の基本概念である對抗要件に相当する概念が無く、従ってこれを無理に訳すとおかしな事になってしまいます。更に、公正証書が有効要件になっている取引の種類の多さや、流通法（特に補償請求権 Ausgleichsanspruch）や、会社の規模に応じた複数のレベルでの労使共同決定 Mitbestimmung 等、ドイツ特有の法制や、反対に労働基準法上の就業規則のように日本法独特の法制もあり、日独法務の分野でアドバイスを行う為にはこれらの根本的異同をふまえておく事が重要です。更に、ドイツは欧州連合の主要メンバーですので欧州法と加盟国法の二重構造の適用関係の理解も必要です。

シティユーワ法律事務所に2004年にパートナーとして参加した田中幹夫弁護士²の主要な業務分野の一つはこの日独法務です。田中弁護士は幼少時にドイツの現地校（ギムナジウム）に通い、日本で弁護士となった後、英国ケンブリッジ大学大学院で欧州法を学び、ブラッセルの国際法律事務所でも欧州法実務の研修を受け、その後ドイツの大手法律事務所でも8年にわたり日露を含む日欧法務に従事しました。田中弁護士はその長い在欧（幼少時を含めると15年、うちドイツは12年半）中、15世紀以来の歴史を有するマールブルグ大学法学部の非常勤講師や、在独日本商工会議所法務委員会専門委員も兼務していました。シティユーワ法律事務所は弁護士・秘書共にドイツ語堪能なスタッフを揃え、豊富な経験に裏打ちされた法的サービスを、迅速かつ合理的に行っています。

¹ <http://www.theworldlawgroup.com/>

² <http://www.city-yuwa.com/attorney/mikiotanaka.html>